

<事業主の皆様へ>

- 離職や廃業のほか、休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、安定した住まいの確保を目的として住居確保給付金の支給を行っています。収入要件や資産要件等の支給要件がありますが、従業員の方で住まいにお困りの方がいましたらご紹介いただけますと幸いです。
- また、やむを得ず社員寮等に住んでいる従業員の解雇等を行うこととなった場合について、離職後の一定期間の入居への配慮をお願い致します。その際、事業主と入居者が合意して、新たに賃貸借契約を結んだ場合についても住居確保給付金の対象となる場合があります。一定期間の入居を前提とする場合は、定期借家契約の活用が考えられます。

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

住居確保給付金申請のご相談は
最寄りの自立相談支援機関まで

自立相談支援機関一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→





よくあるお問い合わせ

Q. 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるとはどういうことですか？

A. 本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少し、経済的に困窮した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。

Q. 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失うおそれがあることの確認方法はどうすればいいでしょうか？

A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q. 社員寮は住居確保給付金の対象になりますか？

A. 対象になる場合があります。住居確保給付金は、受給者の居住の安定を確保する必要があるため、借地借家法に基づく賃貸借契約による場合に支給することとしています。社員寮として利用している住居に引き続き住む必要がある場合等において、事業主と入居者が合意して、新たに賃貸借契約を結んだ場合、その他の収入要件等を満たせば、住居確保給付金の支給対象となる場合があります。一定期間の入居を前提とする場合は、定期借家契約の活用が考えられます。

(参考) 定期建物賃貸借契約について

- 定期建物賃貸借契約とは、普通の賃貸借契約と異なり、契約で定めた期間が満了することにより、更新されることなく、確定的に賃貸借契約が終了する制度です。
- 社員寮等に引き続き一定期間居住する場合にも活用が可能です。

(主な相違点)

	定期建物賃貸借契約	普通の賃貸借契約
契約方法	・書面による契約が必要 ・契約書のほか、書面により「契約で定めた期限経過により契約が終了する」旨の説明が必要	・書面又は口頭による契約
更新の有無	・なし(双方合意による再契約は可能)	・賃貸人に正当な事由がある場合には更新拒絶可能
期間を1年未満とする契約の効力	・有効	・期限の定めのない契約とみなされる。

(参考) 国土交通省ホームページより

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000059.html

← 定期借家の概要、Q&A

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000030.html

← 定期借家契約書の雛形等